

社会保険新組織の実現に向けた有識者会議(第6回)

平成17年11月7日(月)
18時00分 ~ 20時00分
厚生労働省 専用第15会議室

議 事 次 第

1. 開会

2. 議事

関係者からのヒアリング

3. 閉会

平成17年10月17日「第5回社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」提出資料

第6回 社会保険新組織の実現に向けた有識者会議におけるヒアリング

< 18 : 00 ~ 19 : 00 >

○ 社会保険事業運営評議会座長

宮武 剛 (みやたけ たけし)

埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉学科教授

○ 社会保険事務所長

小野地 香 (おのち かおる)

秋田社会保険事務所長

< 19 : 00 ~ 20 : 00 >

○ 職員団体代表

高端 照和 (たかはし てるかず)

全日本自治団体労働組合国費評議会議長

杉下 茂雄 (すぎした しげお)

全厚生職員労働組合中央執行委員長

※ それぞれ15分程度御発言いただいた後に意見交換を行う。

社会保険事業運営評議会

○ 社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等事業全般について、保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、その改善を図ることを目的として、平成16年8月に社会保険庁長官の下に設置。(平成16年9月の第1回会議以降、これまで10回にわたり開催されている。)

○ 参集者

座長	宮武 剛	(埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉学科教授)
	井戸 美枝	(社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー)
	稲上 毅	(法政大学経営学部教授)
	遠賀 庸達	(養玉院如来寺住職)
	小澤 良明	(小田原市長)
	加納 多恵子	(芦屋市民生児童委員協議会会長)
	紀陸 孝	((社)日本経済団体連合会常務理事)
	鈴木 正一郎	(王子製紙株式会社代表取締役社長)
	龍井 葉二	(日本労働組合総連合会総合政策局長)

秋田社会保険事務所

○ 社会保険事務所の体制

組織；庶務課、徴収課、業務第1・2・3課、年金給付課、国年第1・2課

※ 秋田年金相談センターを管轄

職員；100名（非常勤職員42名（うち国民年金推進員及び特別国民年金推進員22名）を含む）

○ 業務内容

健康保険・厚生年金保険・国民年金・船員保険の適用・徴収・給付、年金の裁定及び年金相談

○ 管轄区域

秋田市、男鹿市、潟上市、山本郡（琴丘町、山本町、八竜町に限る）、南秋田郡

<人口；454,375人、面積；1,941.6km²>

○ 主な事業実績（平成16年度） ※（ ）は全国平均値

・ 保険料収納率

健保 99.5% (97.6%) ・ 厚年 99.3% (98.2%) ・ 船保 100.0% (91.7%) ・ 国年 67.1% (63.6%)

・ 口座振替実施率

健保 86.8% (85.7%) ・ 厚年 83.7% (84.3%) ・ 船保 20.8% (56.5%) ・ 国年 44.2% (37.0%)

・ 年金相談者

一日当たりの来訪相談者 140人（89人）

全日本自治団体労働組合国費評議会

- 社会保険庁（地方社会保険事務局及び社会保険事務所に限る）に勤務する職員をもって組織された全日本自治団体労働組合の補助機関。
 - 社会保険庁に勤務する職員は、各都道府県本部の下に置かれた県職員労働組合社会保険支部又は社会保険職員労働組合に加入している。
なお、社会保険庁に勤務する職員が都道府県の職員団体に加入できるのは、地方分権一括法により平成19年3月末までとされている。
- ※ 社会保険庁職員の加入員数<17.4現在>；12,341人（40県、組織率95.7%）

全厚生職員労働組合

- 本省（旧厚生省）、施設等機関（旧厚生省）、地方支分部局（旧厚生省）、社会保険庁に勤務する職員をもって組織された労働組合。
- ※ 社会保険庁職員の加入員数<17.4現在>；本庁188人（組織率23.8%）
地方2,309人
（11県、組織率52.0%）

社会保険新組織の実現に向けた有識者会議での発言要旨

社会保険事業運営評議会座長 宮武 剛

改革の基本姿勢（別紙、拙稿ご参照）

被保険者、受給者にとって

「もらう年金」から「受け取る年金」へ

職員にとっても、これまでは

「支給してあげる年金」ではなかったか。

（新組織は、監督・監査官庁ではなく、

厳正な年金の管理・運営と丁寧なサービスを提供する機関へ）

新組織の構想について

- 1、被保険者・受給者が参画意識を持てるシステムへ

現在の「社会保険事業運営評議会」は、その最初の試み。

- 1、現在、検討されている「運営評議会」（仮称）は、この試みを引き継ぎ発展させる発想・実践と考える。

（地方でも被保険者らの声を聴く同種の評議会あるいは懇談会等が必要と思われる）

課題は、構成メンバーの選任・構成、運営方法、その意見をいかに汲み上げ、新組織の運営等に反映させるか。

- 1、 新組織の長（「年金運営会議」議長）は、厚生労働大臣に対し「制度改正に関する提案・意見聴取」も可能で、現場の声（被保険者・受給者、職員ら）を制度に反映させる道筋を拓くことになる。年金運営会議への外部専門家の参画や特別監査官及び同補佐の任命は、いずれも組織の「透明性と説明責任」を高める試みと考える。

課題は、その人選、権限、身分・待遇等。

- 1、 国民の信頼を取り戻し、自信と誇りを持てる職場へ

職員は、逆に民間企業等への研修，出向，人事交流を制度化し、外部から組織や働き方を見詰め直す。努力、能力、業績が評価される、現場からの改善提案等が活かされる組織風土をいかに育てるか。

以上

「もらう」年金・「受け取る」年金

「税」という字を漢和辞典で引くと、「禾」は、稲が実って頭を垂れる姿を表し、「兑」は抜き取る意味である。なるほど収穫物をピン繰ねされる庶民の恨みが込められている。ついでに「TAX」の意味を調べると、米語では(会や組合などの)会費や分担金とある。共通の目的のために負担する責任や義務を示し、社会保険と似た概念である。

東洋的な租税への抵抗感を代替する仕組みとして、社会保険はわが国に定着したのかもしれない。

百家争鳴に欠ける視点

年金は代表的な社会保険であるのに、だれもが「年金をもらう」とごく自然に言う。マスメディアも平気で「もらう」「もらえない」と書きつたり、語ったりしている。その表現がいみじくも日本の年金制度の弱点や課題を象徴している。

緊張関係は弱く、「もらう」という実感になる(図参照)。

勤め人の被扶養配偶者(ほとんど専業主婦)は、夫を含む勤め人全体の負担で基礎年金を受け取り、自らは保険料を払わなくともよい。負担と給付の関係はさらに弱く「もらう」思いになる。

民間の勤め人は厚生年金に加入し、所得比例で負担し、それが反映される給付になる。だが、給与から保険料を自動的に天引きされ、加入者として厚生年金の運営に注文をつける機会は無いに等しい。すべて政府・厚生労働省にお任せで、ここで「もらう」意識が先立つ。

北欧の知恵とドイツの自治

年金改革の目指すべき理念と設計は、「もらう」意識を可能な限り薄めることではないか。

04年改正案は、負担面で「保険料固定方式」、給付面では少子化(被保険者数の減少)と高齢化(受給期間の延び)に応じた支給額の伸びを抑え込む「マクロ経済スライド」を軸にする。負担の限界と共に給付水準切り下げの限界を探る試みだが、年金の基本的な体系には手を触れな

社会保険の「負担」は英語では contribution(貢献)、「給付」は benefit(利益)と表現される。支払い能力に応じて払い、ニーズに応じて受け取る意味が込められている。われわれの公的年金制度には、その原則からはずれる設計や運営があるから「もらう」という思いになるのだろうか。

たとえば、国民年金のみ加入する自営業者らは、一律月額1万3300円の保険料を払い、基礎年金を受け取る際には一律3分の1の国庫補助を受ける(報酬比例部分が上乘せされる厚生・共済年金と比べ国庫負担の占める割合は極めて高い)。

2004年・年金改正案では、国庫負担をさらに2分の1へ引き上げていく、という。負担と給付の面で貧富の差は無視され、社会保険の原則である貢献に応じて利益を得る

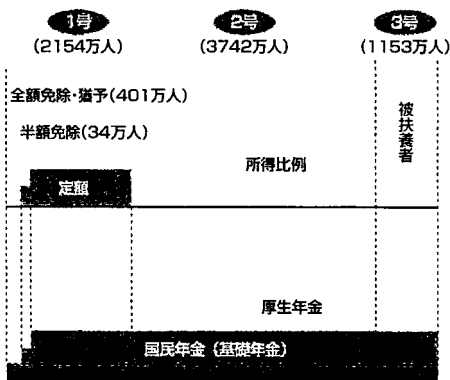
い。いわば建物はそのままに大規模修繕で乗り切る方策である。

今回の改正案に強い影響力を及ぼしたスウェーデンの年金改革は、保険料固定方式や給付水準抑制策で共通性を持つが、日本と似た制度体系自体を建て替えた。つまり基礎年金と所得比例の二階建てから所得比例一本に切り換え、そのうえで保険料を固定した。

年取の18・5%のうち16%分は引退世代へ仕送りするのだが、個人々の口座に仕送り分が記録され、一定の利息をつけて積み立てられ、それが将来の年金になる(概念上の拠出建て)。収支の不足分は日本と同様に年間給付額の5年分近い積立金の運用益で補われる。残り25%分は個人々が運用して利子を稼ぐ完全な積立型(確定拠出)である。さらに支払い能力の低い人々のために租税による最低保証年金が設けられ、一定の給付水準が約束される。



図 負担と給付の概念図



注) 加入者数は01年3月末、年金の猶予は学生納付特例

この負担と給付がリンクする年金制度から「もらう」という発想は生まれにくい。

社会保険の母国・ドイツの年金制度も保険原理を徹底させ、専業主婦のように自分名義の所得がない人々には負担を求めない。当然ながら給付の権利はない。自営業者の所得把握が難しいのは日本と同様だが、自

営業者が年金制度に加入する場合は、実際の所得には関係なく最低水準の保険料を設定して払わせる。それが嫌なら加入できない。「国民皆年

金」ではないゆえの割り切り方だが、所得比例一本の設計から「もらう」意識は生じない。

もうひとつ、ドイツの所得比例年金は職種ごとに分立し、それぞれに自治組織として運営される。加入者は選挙で代表者を選び、限定された範囲ではあるが、運営に責任と義務を負う。加入者は政治参加と同様に

「有権者」である理念と伝統は「もらう」意識を排除する。

保険原理の強化を

今回の改革案は、積立金まで取り崩し、現行の制度体系のまま国民皆年金体制を守る最後の試みといえる。先行きには年金という建物全体を建て替えが待ち受けるだろう。

その有力案のひとつである基礎年金の全額税方式は、まもなく3000万人を超える65歳以上のすべてを「年金をもらう」存在にさせる。負担と給付のリンクを失った制度は、給付増大と消費税率引き上げのリンクに苦しむに違いない。

措置制度という税方式だった高齢者介護は「施しの福祉」「お仕着せの福祉」に陥り、介護保険に切り換えられた。障害者の措置制度も契約に基づく支援費制度に移行し、さらに介護保険との統合が模索されつつある。年金だけは歴史の歯車を逆に回すのか。

歩むべき方向は、保険原理による負担と給付の運動を強化し、制度への参画権を具体的に実感できる仕組みにしていこう、と思っ

社会保険事業運営評議会の開催について

平成 16 年 8 月 23 日
社会保険庁長官決裁

1 開催の趣旨

社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等事業全般について、保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、その改善を図ることを目的として、「社会保険事業運営評議会（以下「運営評議会」という。）」を開催する。

2 運営評議会における検討課題

- (1) 政府管掌健康保険、厚生年金保険、国民年金等の社会保険事業が適切に実施されているか
- (2) 被保険者の適用、保険料の徴収、医療・年金の給付等、社会保険事業に係る業務が適切に実施されているか
- (3) その他利用者の視点から見た社会保険事業のあり方等

3 運営評議会の運営

- (1) 運営評議会は、社会保険庁長官が保険料拠出者等の参集を求めて開催する。
- (2) 社会保険庁長官は、必要に応じ、参集者以外の関係者の出席を求めることができる。
- (3) 運営評議会は、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、公開とする。
- (4) 運営評議会の庶務は、庁内各課の協力を得て、運営部企画課において行う。

社会保険事業運営評議会参集者

井戸 美枝 (社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー)

稲上 毅 (法政大学経営学部教授)

遠賀 庸達 (養玉院如来寺住職)

小澤 良明 (小田原市長)

加納 多恵子 (芦屋市民生児童委員協議会会長)

紀陸 孝 ((社)日本経済団体連合会常務理事)

鈴木 正一郎 (王子製紙株式会社代表取締役社長)

龍井 葉二 (日本労働組合総連合会総合政策局長)

宮武 剛 (埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉学科教授)

(敬称略・五十音順)

(参考)

これまでの開催経緯について

	開催日	議 題
第1回	平成16年9月15日	○社会保険事業の現状等について
第2回	平成16年10月22日	○保険料の収納対策について
第3回	平成16年11月26日	○年金事務費等について ○社会保険業務に関する指摘等について
第4回	平成17年1月21日	○年金相談体制等について ○個人情報保護について
第5回	平成17年2月16日	○平成17年度社会保険事業計画について
第6回	平成17年3月16日	○平成17年度社会保険事業計画(案)について ○社会保険オンラインシステムの見直しについて ○独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構 法案について
第7回	平成17年5月20日	○平成17年度の社会保険事業運営評議会開催 スケジュール(案)について ○お客様満足度アンケートについて ○国民年金保険料の強制徴収の実施状況について
第8回	平成17年6月30日	○社会保険庁改革について ○社会保険業務に係る業務・システムの見直し 方針について ○国民年金保険料収納対策に係る平成17年度行 動計画(アクションプログラム)について
第9回	平成17年9月9日	○平成16年度収支決算について ○国民年金保険料の平成16年度の納付状況の分 析について ○調達委員会及びシステム検証委員会の取組み状 況について ○平成18年度予算概算要求について
第10回	平成17年10月19日	○平成16年度事業実績報告・実績評価について ○国民年金保険料収納対策に係る平成17年度行 動計画の改定について